

看護師による特定行為の実施と包括同意について（お願い）

当院では、特定行為看護師が特定行為を実施しています。特定行為は、診療の補助であり、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、看護師が診療の補助を行うことです。看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為です。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

特定行為の実施につきましては、安全に十分配慮して行います。入院中または外来で特定行為を実施する場合には、特定行為看護師もしくは医師が実施する旨を説明し、同意をいただいた患者様へ実施いたします。実施に同意いただけない場合であっても、治療上及び看護上の不利益を被ることはありませんし、同意後でもお断りいただけます。

実施される特定行為については本文による包括同意をもって、ご了承いただいたものとします。特定行為看護師に関するご意見やご質問がありましたら、医師や看護師などに直接お尋ねください。

当院で実施（実施予定）している特定行為

	特定行為区分	特定行為
1	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定変更
		非侵襲的陽圧換気の設定変更
		人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
		人工呼吸器からの離脱
2	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
3	腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された ^{せんし} 穿刺針の抜針を含む。)
4	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
		橈骨動脈ラインの確保
5	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析 濾過器の操作及び管理
6	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
		脱水症状に対する輸液による補正
7	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮静剤投与及び投与量の調整
8	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整